

令和 7 年 6 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時                    令和 7 年 6 月 25 日（水）    午後 1 時 30 分～2 時 30 分

2. 開催場所                  みどり市役所大間々庁舎    3 階    大会議室

3. 議      事

- 日程第 1    議案第 1 号    農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 2    議案第 2 号    農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 3    議案第 3 号    農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について  
日程第 4    議案第 4 号    農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5    議案第 5 号    農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（11 名）

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 櫻 井 正 彦  | 3 番 新 井      茂 | 4 番 石 原 郷 士  |
| 5 番 今 泉 達 夫  | 6 番 大 澤 恵美子    | 7 番 木 村 修 一  |
| 8 番 清 水 照 夫  | 9 番 根 岸 千 春    | 11 番 星 野 健 一 |
| 12 番 星 野 文 雄 | 13 番 小 林 利 信   |              |

5. 欠席した農業委員（2 名）

2 番 赤 石 忠 秋            10 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

|              |                 |              |
|--------------|-----------------|--------------|
| 1 番 岩 澤 道 行  | 2 番 大 澤 弘 樹     | 3 番 大 塚 孝 一  |
| 4 番 小 倉 正 範  | 5 番 尾 澤      勝  | 6 番 鎗 木 久 永  |
| 7 番 小 磯 勝 美  | 8 番 鈴 木 伸 一     | 9 番 関 口 光 則  |
| 10 番 高草木 国 雄 | 11 番 武      裕 士 | 12 番 松 井 正 和 |
| 13 番 柳 澤 照 雄 |                 |              |

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（ 0 名）

8. 出席した事務局職員（1 名）

事務局長    山 銅 敏 男            係    長    山 本      賢

事務局 それでは、これより令和7年6月の農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は11名です。以上により、  
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地  
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。  
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。足下の悪い中、今結構雨が降っていると思いますが、ご苦労  
様です。また皆さんの協力によって総会がスムーズに承認される事をお願い致し  
まして、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて  
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年6月25日、会期は本日一日限りで  
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年6月25日、一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7番：木村 修一 委  
員」と「8番：清水 照夫 委員」の両名をお願いいたします。

#### 議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし  
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
次のとおり、農地法第3の規定による許可申請があったので、決定を求める。令  
和6月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。  
今回は6件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。  
番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり  
ます。笠懸町鹿及び西鹿田、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用  
貸借の設定を行いたく申請するもの。  
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり

ます。大間々町桐原、田、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

1 番 委 員

使用貸借と賃貸者は何が違いますか。

事 務 局

使用貸借は、お金をもらわないで貸借する場合、親子等で貸借する場合などそのような形になります。賃貸借については、お金を払って例えば畑を1つ借りるのに年間1万や2万など払って借りるようなのが賃貸借です。

1 番 委 員

親子でお金のやりとりをした場合は賃貸借になるんですか。

事 務 局

親子であってもお金のやり取りをする場合は賃貸借になります。お金のやり取りがなければ使用貸借です。

議 長

他に、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。  
番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり

ます。大間々町高津戸、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田及び畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。

番号6番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番

議 長

番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

#### 番号 6 番

議 長 番号 6 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。  
今回は 2 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。  
笠懸町鹿、畑。農家住宅用地、作業所。茄子のハウス栽培を中心に農業経営しており、国道 50 号バイパスの用地買収により、自宅の農家住宅と作業所を移転するため、所有農地に新たに農家住宅と作業所を建てるべく申請するもの。  
番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑。敷地延長(隣接宅地との一体活用)。申請地は接道の無い農地のため将来的に耕作放棄地として固定化される恐れがあります。そのため、隣接する自宅の敷地延長として一体活用するため申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

#### 番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 1 番をご覧ください。場所は国道 50 号を前橋方面に向かってコンビニ〇〇の信号を右に曲がって、100m 位行ったところの畑です。トラク

ターで耕耘してあって綺麗になっていて何ら問題はないかと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

#### 番号2番

議 長 番号2番について、大間々第12区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、新井です。地図の2番をご覧ください。場所は大間々1丁目の〇〇から、大間々駅の方へ向かって頂きまして、10m位のところにカラオケ〇〇というお店があります。そこを左に曲がって線路の上の橋を渡りまして、左側に曲がって1区の公民館があります。その公民館の所の道が細いのですが何回か曲がって突き当たりが、申請地になります。現場を見ましたが、自宅の土地を延長する項目でしたのでよく見ましたが、何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

#### 議案第3号

議 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和7年6月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等に

なります。笠懸町阿左美、畑、当初の事業計画、建売分譲住宅用地〔2 区画〕建物面積 96.18 ㎡。計画変更後の事業計画、建売分譲住宅用地〔2 区画〕建物面積が当初と違って 119.24 ㎡になります。施設概要、住宅 2 棟。当初の計画では、建売分譲住宅用地として農地転用を行ったが、建物面積を変更し改めて事業を実施するもの。なお、変更内容が建物面積であり許可指令の内容は変わらないことから農地法第 5 条同時申請は不要となる。

番号 2 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、当初の事業計画、賃貸借権設定、車庫用地。計画変更後の事業計画、所有権移転(売買)、建売分譲住宅用地〔4 区画〕。施設概要、住宅 4 棟。当初の計画では賃貸借権の設定で車庫用地として農地転用を行ったが、建売分譲住宅用地〔4 区画〕を計画し、本件土地を含め 3 筆にて承継者が農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請を行う物。農地法第 5 条同時申請。阿左美 3634-2 畑 581 ㎡、阿左美 3634-3 畑 ㎡と一体利用。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

#### 番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番 委 員

4 番、石原です。地図の 3 番をご覧ください。太田大間々線を大間々方面から笠懸に向かって行きますと、郡境の道、もと〇〇織物の信号があります。それを左折して 50m 位行きますと、右側に排水池があります。それを反対側に曲がり、50m 位行きますと左側に〇〇という飲食店があります。その丁字路の右側が現地になります。草がみんな刈ってありまして、周りがほとんど住宅地になっています。やや傾斜ですが、何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

#### 番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番 委 員

12 番、星野です。地図の 4 番をご覧ください。県道太田大間々線を藪塚方面に向かい岩宿の〇〇を右折して、笠懸 5 区の公民館の手前を左折し、最初の路地を右折し、1 軒住宅がありますがその先の農地が現地になります。管理もされており何ら問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。  
今回は 4 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、使用貸借。現在、借家に住んでいるが、祖母が所有する申請地に、使用貸借にて一般住宅を建設したく申請するもの。  
番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。分家住宅用地、使用貸借。子供が大きくなり借家が手狭になってきたため、親の土地を使用貸借にて一般住宅を建設したく申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

#### 番号 1 番

議 長 番号 1 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 番号 1 番について、笠懸第 3 区の担当委員が欠席のため、現地確認を担当した木村委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 5 番をご覧ください。県道・大間々線を藪塚方面に向かい、〇〇石油の交差点を左折し、300m くらい進んだ交差点を右折し、10m くらい進んだ左側の農地になります。始末書のとおりですのでよろしくご審議のほどお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 4 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 6 番をご覧ください。群界道路を桐生方面に進み、天沼小学校を左に見て神明宮入り口を右折し、最初の交差点を右折し数十m進んだ右側になります。パイプハウスがありますが、撤去して住宅を作るとの事です。何ら問題ないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。  
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。建売分譲住宅(4 区画)、売買。学校や市役所に近く、閑静で恵まれた環境に建売分譲住宅を建設し販売することで市民に優良な住宅を提供するため申請するもの。  
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑。太陽光発電設備の設置、売買。太陽光発電事業の適地が見つかり、周辺土地に影響が少ない等の条件が整ったため申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 4 番をご覧ください。先ほど計画変更でも説明させていただきましたが、県道太田大間々線を藪塚方面に向かい岩宿の〇〇を右折して笠懸 5 区の公民館の手前を左折し、最初の路地を右折し、1 軒住宅がありますが、その先の農地が現地になります。管理もされており何ら問題ないと思います。慎重審議よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

#### 番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々第 15 区の担当委員が欠席のため、現地確認を担当した今泉委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、今泉です。地図の 7 番をご覧ください。浅原の吉ノ入口バス停を左折し、200m くらい進んだ右側になります。周辺は過去にも太陽光発電で農地転用がされており、なんら問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 7 年 6 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

新規設定 1 件の地積合計は、1,063 m<sup>2</sup>となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定番号 1 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 6 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 7 年 6 月 25 日 午後 2 時 30 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

7 番委員

木村修一

8 番委員

清水照夫